

付表2-1 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

一般

課税期間		・ ・ ・ ・	氏名又は名称		
項目		旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 F (X+D+E)
	課税売上額(税抜き) ①	(付表2-2の①X欄の金額) 円	円	円	円
	免税売上額 ②				
	非課税資産の輸出等の金額、海外支店等へ移送した資産の価額 ③				
	課税資産の譲渡等の対価の額(①+②+③) ④				※第一表の⑬欄へ ※付表2-2の④X欄へ
	課税資産の譲渡等の対価の額(④の金額) ⑤				
	非課税売上額 ⑥				
	資産の譲渡等の対価の額(⑤+⑥) ⑦				※第一表の⑭欄へ ※付表2-2の⑦X欄へ
	課税売上割合(④/⑦) ⑧				※付表2-2の⑧X欄へ [%] ※端数切捨て
	課税仕入れに係る支払対価の額(税込み) ⑨	(付表2-2の⑨X欄の金額)			
	課税仕入れに係る消費税額 ⑩	(付表2-2の⑩X欄の金額)			
	適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る経過措置の適用を受ける課税仕入れに係る支払対価の額(税込み) ⑪	(付表2-2の⑪X欄の金額)			
	適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る経過措置により課税仕入れに係る消費税額とみなされる額 ⑫	(付表2-2の⑫X欄の金額)			
	特定課税仕入れに係る支払対価の額 ⑬	(付表2-2の⑬X欄の金額)	※⑬及び⑭欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。		
	特定課税仕入れに係る消費税額 ⑭	(付表2-2の⑭X欄の金額)		(⑬E欄×7.8/100)	
	課税貨物に係る消費税額 ⑮	(付表2-2の⑮X欄の金額)			
	納税義務の免除を受けない(受ける)こととなった場合における消費税額の調整(加算又は減算)額 ⑯	(付表2-2の⑯X欄の金額)			
	課税仕入れ等の税額の合計額(⑩+⑫+⑭+⑮+⑯) ⑰	(付表2-2の⑰X欄の金額)			
	課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合(⑰の金額) ⑱	(付表2-2の⑱X欄の金額)			
課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合	⑰のうち、課税売上げにのみ要するもの ⑲	(付表2-2の⑲X欄の金額)			
	⑰のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの ⑳	(付表2-2の㉑X欄の金額)			
	個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額(⑲+(⑳×④/⑦)) ㉑	(付表2-2の㉒X欄の金額)			
	一括比例配分方式により控除する課税仕入れ等の税額(⑰×④/⑦) ㉒	(付表2-2の㉓X欄の金額)			
控除調整額	課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る消費税額の調整(加算又は減算)額 ㉓	(付表2-2の㉔X欄の金額)			
	調整対象固定資産を課税業務用(非課税業務用)に転用した場合の調整(加算又は減算)額 ㉔	(付表2-2の㉕X欄の金額)			
	居住用賃貸建物を課税賃貸用に供した(譲渡した)場合の加算額 ㉕	(付表2-2の㉖X欄の金額)			
差引	控除対象仕入税額(⑱、㉑又は㉒の金額)±㉓±㉔±㉕がプラスの時 ㉖	(付表2-2の㉗X欄の金額)	※付表1-1の④D欄へ	※付表1-1の④E欄へ	
	控除過大調整税額(⑱、㉑又は㉒の金額)±㉓±㉔±㉕がマイナスの時 ㉗	(付表2-2の㉘X欄の金額)	※付表1-1の③D欄へ	※付表1-1の③E欄へ	
	貸倒回収に係る消費税額 ㉘	(付表2-2の㉙X欄の金額)	※付表1-1の③D欄へ	※付表1-1の③E欄へ	

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 旧税率が適用された取引がある場合は、付表2-2を作成してから当該付表を作成する。
3 ⑨、⑩及び⑪欄には、値引き、割引、割引きなど仕入対価の返還等の金額がある場合(仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く。)には、その金額を控除した後の金額を記載する。
4 ⑬及び⑭欄の経過措置とは、所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第52条又は第53条の適用がある場合をいう。